

妊婦健診 分娩取扱施設 アクセス支援助成金

むつ市に住所を有する妊婦さんが、妊婦健診や分娩のために、遠方の産科医療機関等へ通う際に要する交通費及び宿泊費等について助成を行います。

妊婦健診

対象者

受け入れが可能な最も近い産科医療機関等までの距離が60分以上の方（ハイリスクの場合は最も近い周産期母子医療センター等）

対象経費

交通費：自家用車、公共交通機関、有料道路料金 ※タクシーは対象外
(自家用車は自宅または宿泊先から距離計算、有料道路を使用した場合は領収書を保管ください)

助成金額

自家用車：走行距離×37円×0.8
交通機関：通常利用すると判断できる経路
を利用した際の料金×0.8
有料道路：実費額

分娩取扱施設

対象者

受け入れが可能な最も近い分娩取扱施設までの距離が60分以上の方（ハイリスクの場合は最も近い周産期母子医療センター等）

対象経費

①交通費：自家用車、公共交通機関、タクシー、有料道路料金
(自家用車は自宅または宿泊先から距離計算、タクシー、有料道路を使用した場合は領収書を保管ください)
②宿泊費：待機宿泊等の宿泊代

助成金額

①自家用車：走行距離×37円×0.8
交通機関：通常利用すると判断できる経路
を利用した際の料金×0.8
有料道路：実費額
②宿泊費から2,000円を控除した額
(上限7,800円)

申請に必要なもの

- ① **健診** 妊婦健診アクセス支援事業助成金申請書（青森県第2号様式）※病院記入欄有
- ① **分娩** 妊婦分娩取扱施設アクセス支援事業助成金申請書（青森県第1号様式）※病院記入欄有
- ② **健診** むつ市妊婦健診アクセス支援助成金申請書
- ② **分娩** むつ市妊婦分娩取扱施設アクセス支援助成金申請書
- ③ 交通費に係る領収書（タクシー、有料道路を使用した場合）
- ④ 宿泊費に係る領収書（宿泊した場合）
- ⑤ 通帳など振込先が分かるもの（産婦さん本人の口座のみ有効）

手続きの流れ

助成の対象者に該当すると思ったら、むつ市役所子育て支援課へお問い合わせください。申請書をお渡しします。
※ホームページからダウンロードすることも可能です。



該当する方は①の申請書の表面のみ申請者が記載ください。

※距離と金額は記載不要です。子育て支援課で計算します。



上記の申請に必要なものを準備して、むつ市役所子育て支援課の窓口へお越しください。



◆お問い合わせ
むつ市
こどもみらい部子育て支援課

〒035-8686
青森県むつ市中央一丁目8-1

☎0175-22-1111
(内線3712)

申請の期限

(1) 助成対象期間初日と終了日が同一年度の場合 当該年度の3月31日までに申請

(2) 助成対象期間初日と終了日が年度をまたぐ場合 初日の属する年度
終了日の属する年度 それぞれで申請

